

生活自立・仕事相談センター

相談
無料

悩みごと、聞かせてください。
一緒に考えましょう!

仕事が見つからない

収入が少なく
将来が不安

家賃が払えない

社会に出るのがこわい

相談窓口の案内

生活自立・仕事相談センター(各区役所福祉課内)のご案内(048)

- | | | |
|--|--|--|
| ■ 生活自立・仕事相談センター西
[TEL] 620-2656 [FAX] 620-2762 | ■ 生活自立・仕事相談センター北
[TEL] 669-6056 [FAX] 669-6167 | ■ 生活自立・仕事相談センター大宮
[TEL] 646-3065 [FAX] 646-3165 |
| ■ 生活自立・仕事相談センター見沼
[TEL] 681-6058 [FAX] 681-6162 | ■ 生活自立・仕事相談センター中央
[TEL] 840-6052 [FAX] 840-6165 | ■ 生活自立・仕事相談センター桜
[TEL] 856-6261 [FAX] 856-6272 |
| ■ 生活自立・仕事相談センター浦和
[TEL] 829-6196 [FAX] 829-6238 | ■ 生活自立・仕事相談センター南
[TEL] 844-7161 [FAX] 844-7277 | ■ 生活自立・仕事相談センター緑
[TEL] 712-1162 [FAX] 712-1270 |
| ■ 生活自立・仕事相談センター岩槻
[TEL] 790-0191 [FAX] 790-0265 | | |

ご相談は、お住いの区的生活自立・仕事相談センターにご連絡ください。

相談受付時間は、9時から17時までです。

※初回のご相談は、16時半までにお越しいただくようお願いいたします。ご相談には時間がかかる場合がありますので、お早めにお越しください。



仕事や生活等でお困りの方、まずはご相談ください!

※各事業の要件等はお住いの区の生活自立・仕事相談センターにご確認ください。

支援内容

● 自立相談支援

自立に向けた支援を行います

経済的な問題による生活の困りごとについて、どの支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。

また、直ちに就労を目指す方には、ハローワークなどと連携した求職活動の支援を行います。

● 住居確保給付金

家賃相当額を支給します

離職などによって住居を失った、又は失うおそれの高い方には、求職活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限があります)を支給します。生活の土台となる住居を整えることで、安心して就職に向けた活動に取り組んでいただけます。

● 家計改善支援

家計の立て直しをアドバイス

家計の状況を「見える化」し、根本的な課題を把握した上で、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

● 一時生活支援

安定した住居がない方はご相談ください

一定の住居を持たず、かつ、資産・収入額が一定額以下であることを条件に、一時的な生活の場として宿泊場所を提供します。

● 学習支援事業

子どもの明るい未来をサポート

市内各所で学習支援教室を開催します。学習支援員や学生等のスタッフによる学習支援を実施します。また、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

● 就労準備支援

社会、就労への第一歩

「しばらく仕事から離れている」など、すぐに就労を開始することに不安がある方に、ビジネスマナーの修得やパソコン操作のスキルの向上など、就労に必要で基礎的な能力の向上のための支援を行うとともに、就労体験やボランティア活動の場を提供します。

● 就労訓練

柔軟な働き方による就労の場を提供

すぐに就労を開始することに不安がある方に、その方に合った就労の機会を提供し、一般就労に向けた支援を実施します。

>> 相談から支援までの流れ

1

問い合わせ、相談受付

経済的な問題による生活の困りごとや不安をご相談ください。

2

申し込み

継続的な支援を希望される方からは、支援の申し込みを受け付けます。

3

支援プラン作成

自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、問題の解決に向けた支援プランを作ります。

4

継続的な支援

計画に沿って、他の機関とも連携しながら、サポートしていきます。

5

生活の安定

安定した生活を送られているか、一定期間相談員がフォローします。